

指定居宅介護支援事業者重要事項説明書

社会福祉法人小杉福祉会 射水市小杉在宅介護支援センター大江
(介護保険指定事業所番号 富山県 1671900031号)

1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人小杉福祉会	代表者名	理事長 倉敷 博一
所在地	富山県射水市池多822番地	連絡先	0766-56-1078
事業所名	射水市小杉在宅介護支援センター大江	管理者	石黒 優花(主任介護支援専門員)
所在地	富山県射水市大江333番地1	連絡先	0766-55-8886
サービス提供地域	富山県射水市 戸破地区・三ヶ地区・大江地区・下地区区	営業時間	8:30~17:30 他の時間や休日についても他の職員が相談業務を行います。(24時間連絡可能な体制を確保しています。)
営業日	月~土曜日 (日・国民の祝日及び12月29日~1月3日を除く)		
職員体制	職種	業務	人員
	管理者	居宅介護支援サービスの総括	1名 (介護支援専門員兼務)
	介護支援専門員	居宅介護支援サービスに関すること	3名以上
	事務担当職員	事務	1名 (兼務)

※当事業所は、居宅介護支援費（I）特定事業所加算（II）の算定事業所です。

2 当所の運営方針

- (1) 被保険者が、要介護状態等となった場合においてもその可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力をいたします。また、被保険者の申請が行われているか否かを確認しその支援も行います。
- (3) 被保険者の選択により、心身状態やその置かれている環境等に応じて、適切な保健医療及び福祉サービス、施設等多様なサービス事業者との連携を得て、総合的かつ効果的な介護計画が提供されるよう配慮し行います。
利用者は介護支援専門員に対して複数のサービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- (4) 利用者のプライバシーを守り、利用者が安心して相談できる場所を事業所の相談室または、利用者の居宅等とし、相談業務を行う。また、介護支援専門員の使用する課題分析票は、別に定めます。
介護支援専門員の居宅訪問頻度は、おおむね月1回程度とします。

3 サービス利用料及び利用者負担

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり介護報酬告示上の額となりますが利用者の利用料の負担はありません。

4 当所のサービス方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公平・公正なサービス計画の作成をおこないます。

5 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の養護・虐待の防止等のために、委員会、研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識や技術の向上、居宅サービス計画作成など適切な支援の実施に努めます。

また、職員が支援にあたっての悩みや苦労等を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

6 守秘義務と個人情報の保護

業務上知り得た利用者または家族に関する事項については、利用者または家族の文書で同意を得ている場合以外は第三者に漏洩しません。

また、サービス提供契約を終了した後や、職員がその職を退いた後も同様といたします。

7 事故発生時の対応と事故防止の取り組みについて

事故が起こらないよう、利用者の状態等をよく把握し業務にあたります。

なお、事故発生時には、速やかに家族及び県並びに保険者に連絡するとともに、必要があれば主治医等と連携し、誠意をもって対応します。

また、利用者に対する介護支援業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 相談窓口、虐待・苦情対応について

虐待・苦情またはその他相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。虐待・苦情受付担当者は、把握した状況を虐待・苦情解決責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者やその家族等へ対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容であってもその旨を翌日までには連絡いたします。)

- サービスに関する相談や虐待・苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号 0766-55-8886 FAX番号 0766-55-5886

対応時間 8:30~17:30 (祝日を除く)

- 公的機関において苦情申出ができます。

射水市役所 介護保険課	所在地 射水市新開発410番地1 電話番号 0766-51-6627 FAX番号 0766-51-6666 受付時間 月~金 (祝日を除く) AM8:30~PM5:15
富山県国民健康保険団体 連合会介護保険室	所在地 富山市下野字豆田995-3 電話番号 076-431-9833 FAX番号 0764-431-9834 受付時間 月~金 (祝日を除く) AM9:00~PM5:00
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 2階 電話番号 076-432-3280 FAX番号 076-432-6532 受付時間 月~金 (祝日を除く) AM9:00~PM5:00

※ 介護保険サービスを適切にご利用いただき、介護サービス内容を参照するための介護保険サービス情報の公表が行われています。[\(http://www.toyama-shakyo.or.jp/kouhyou/\)](http://www.toyama-shakyo.or.jp/kouhyou/)

- 第三者委員

大坂 夏子 射水市南太閤山14-92 56-0184

小川 清美 射水市中野336 52-0593

森田ひとみ 射水市手崎1007番地の4 55-1230

9 情報開示について

○利用者やその家族から申し出があった場合は、随時その利用者のサービス計画書等を開示します。

○別紙、前6か月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合を開示します。なお、これらについては、介護サービス情報公表制度においても公表します。

【説明確認事項】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項説明書を説明しました。

事業者 所在地 富山県射水市大江333番地1

事業者名 射水市小杉在宅介護支援センター大江

説明者

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

契約者(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

(自署 (自署が困難な場合は記名押印) してください。)

代理人又は立会人

住 所 _____

氏 名 _____

(自署 (自署が困難な場合は記名押印) してください。)

「居宅介護支援事業」契約書

(居宅介護支援の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

第2条 事業の提供にあたっては、利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立って公平・公正な介護保険サービスを提供します。

2 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて、適切な居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者、関係市町村等との連携に努めます。

(契約期間)

第3条 この契約の契約期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 上記の契約期間満了日の7日前までに、利用者から文書による契約終了の申し出がない場合は、本契約は更新時の有効期間を延長されたものとみなし、以後この例によるものとします。

(居宅介護支援の担当者)

第4条 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として居宅介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。

2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

(居宅サービス計画の変更等)

第5条 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画（ケアプラン）を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整を行います。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、事業者に対していつでも一週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(事業者の解除権)

第7条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかの理由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第3条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
- (2) 第6条の規定により利用者から解約の意志表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- (3) 第7条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意志表示がなされたとき
- (4) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ア 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - イ 利用者が要介護認定をうけられなかったこと
 - ウ 利用者が死亡したこと

2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

(損害賠償)

第9条 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(秘密保持)

第10条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第11条 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをする事はありません。

(契約外条項など)

第12条 この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

上記のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住 所

氏 名

（自署（自署が困難な場合は記名押印）してください。）

住 所

氏 名

（自署（自署が困難な場合は記名押印）してください。）

事業者

法人名 社会福祉法人小杉福祉会

法人所在地 富山県射水市池多 822 番地

事業者名 射水市小杉在宅介護支援センター大江

所在地 富山県射水市大江 3 3 3 番地 1

代表者名 理事長 倉敷 博一 印